

岐阜市景観計画届出の概要

■届出の対象行為

(1) 市域全域及び金華山・長良川区域 (A、D、E、F 地区)

下記の規模の建築行為等は届出が必要です。

1) 建築物

新築	<ul style="list-style-type: none">・階数(地階を除く。以下この項において同じ。)が6以上の建築物・地上からの高さが20メートルを超える建築物・延べ面積(地階を除く。以下この項において同じ)が3,000平方メートルを超える建築物
増築	<ul style="list-style-type: none">・階数が6以上の建築物・地上からの高さが20メートルを超える建築物・同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートル以下である場合において、増築する部分の床面積の合計と当該既存の建築物の延べ面積との合計が3,000平方メートルを超える建築物・同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える場合において、増築する部分の床面積の合計が当該既存の建築物の延べ面積の合計の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える建築物
改築又は移転	<ul style="list-style-type: none">・階数が6以上の建築物・地上からの高さが20メートルを超える建築物・延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物・同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える場合において、改築又は移転する部分の床面積の合計が当該既存の建築物の延べ面積の合計の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える建築物
外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none">・階数が6以上の建築物・地上からの高さが20メートルを超える建築物・延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える建築物・同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が3,000平方メートルを超える場合において、修繕等をする建築物の延べ面積が他の建築物の延べ面積の合計の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える建築物

2) 工作物(広告物を除く)

新設	<ul style="list-style-type: none">・地上からの高さが20メートルを超える工作物
改築又は移転	<ul style="list-style-type: none">・築造面積が3,000平方メートルを超える工作物
外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	<ul style="list-style-type: none">・幅員が10メートルを超え、かつ、その延長が30メートルを超える橋梁、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類する工作物・地上からの高さが5メートルを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物
増築	<ul style="list-style-type: none">・地上からの高さが20メートルを超える工作物(増築後の工作物の高さが地上から20メートルを越える場合を含む。)・増築する部分の築造面積と既存の工作物の築造面積との合計が3,000平方メートルを超える工作物・増築する部分の築造面積が既存の工作物の築造面積の10分の1を超え、又は500平方メートルを超える工作物

※ただし、風致地区における建築物及び工作物の新築、改築、増築又は移転及び色彩の変更を行う場合は、上記の規模に限らず、届出が必要です。

<以下に該当する場合は届出が不要です。>

- ・景観法第16条第1項第3号に掲げる行為
- ・通常の管理行為及び軽易な行為(法第16条第7項第1号に掲げる行為を除く。)
- ・景観法で定める届出が不要な行為(法第16条第7項第1号)

(2) 金華区域及び金華山・長良川区域 (B、C 地区)

金華区域及び金華山・長良川区域 (B、C地区) 内で行う、建築物又は工作物(広告物を除く)の新築(新設)、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更は届出の対象行為となります。

※風致地区における建築物及び工作物の新築、改築、増築又は移転及び色彩の変更を行う場合についても届出が必要です。

<以下に該当する場合は届出が不要です。>

- ・軽微な行為として市長が指定するもの
- ・景観法第16条第1項第3号に掲げる行為
- ・通常の管理行為及び軽易な行為(法第16条第7項第1号に掲げる行為を除く。)
- ・道路その他の公共の場所から容易に見ることができない場所における行為
- ・景観法で定める届出が不要な行為(法第16条第7項第1号)